

南伊豆地域広域ごみ処理事業について

問合せ先 環境対策課清掃センター ☎226686

下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町で協議を進めている

「広域ごみ処理事業」の現状についてお伝えします。

広域ごみ処理基本構想を策定

1市3町は、持続可能な地域社会の構築に向け、まずは「ごみにしない」よう3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量化に取り組むこと、ごみとして処理しなければならないものは、可能な限り資源化を行った上で、適正に処理していくことを基本理念・基本方針として「広域ごみ処理基本構想」をまとめました。

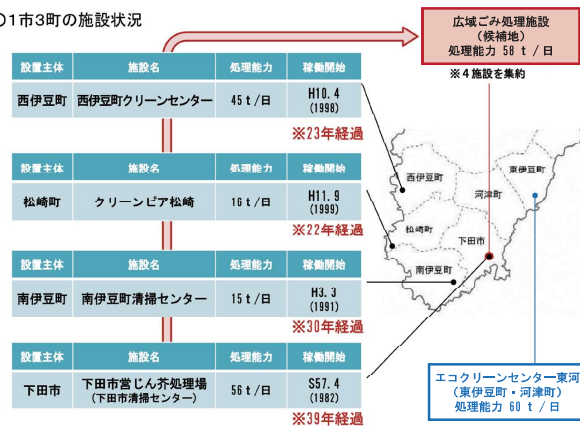
ごみの減量化目標と施設規模

広域処理に向け、ごみの排出抑制やリサイクル分別の徹底等を1市3町が協力して進めることにより、ごみの排出量を令和9年度までに約20%削減します（令和元年度20,709t→令和9年度15,829t）。

その上で老朽化が進み効率の低下した4市町の施設を1か所に集約し、環境性能の優れた焼却施設と資源化施設を整備してごみを適正処理する計画です。

施設の規模は、ごみ排出量から焼却施設が処理能力58t/日（下田市の現施設は56t/日）、資源化施設が4.8t/日と算定されています。

〇1市3町の施設状況



環境面について

現在の施設は、環境面において法令に基づく厳しい排出基準を下回る状況で維持管理しています。

現在の施設の状況（公害測定の結果）

		ばいじん (g/m ³ N)	硫酸酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (cm ³ /m ³ N)	塩化水素 (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	水銀 (μg/m ³ N)
基準値		0.15	48	250	700	5	50
測定値	最大	0.01 未満	0.404	146	162	0.320	36.0
	最小	0.01 未満	0.015	1	16	0.081	1.4

※測定値は、令和元年度～令和3年度

新たな施設の整備にあたっては、生活環境影響調査によって環境面の点検を行うとともに、優れた公害防止技術の導入と、より厳しい自主規制値を設定した維持管理により、環境負荷の低減を図ります。

また、施設の集約により、二酸化炭素（CO2）排出量も年間で約2,000t削減されると試算されています。



ホームページ

南伊豆地域広域
ごみ処理事業

令和4年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施場所	実施時間
4月12日 (火)	板戸区集会所	9:30～9:50
	原田区駐車場	10:10～10:40
	外浦区集会所	11:00～11:20
	柿崎公民館	13:00～13:30
	須崎漁協	13:50～14:20
4月13日 (水)	蓮台寺公会堂	9:30～10:00
	河内公会堂	10:15～10:45
	稲生沢公民館	11:00～11:30
	旧本郷公民館	13:00～13:30
	中一区集会所	13:40～14:00
	賀茂保健所	14:15～14:45
4月14日 (木)	田牛バス停横	9:30～9:45
	朝日公民館	10:00～10:40
	大賀茂公会堂	11:00～11:40
	市民文化会館駐車場	13:30～15:00
4月15日 (金)	落合1号橋サイクリステーション	9:30～9:45
	須原区民会館	10:00～10:20
	基幹集落センター	10:35～11:10
	北湯ヶ野集会所	11:30～11:50
	横川・千代田屋前	13:40～14:00
	加増野バス停横	14:15～14:30

生後91日以上の犬を飼育している人は、犬の登録（生涯1回）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。
市では、次の日程で登録と集合注射を行います。
法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してこ来場ください。

愛犬手帳、案内はがき
集合注射料金 3,500円
犬の登録をしない場合
会場登録の手続きをし、予防注射を受けてください。
登録料金 3,000円
集合注射料金 3,500円

犬の登録と 狂犬病予防注射を お忘れなく



犬の登録が済んでいる場合
予防注射のみ行います。
持ち物

集合注射での注意事項

- ・お住まいの地区に関係なく、どの会場でも受けられます。
・お釣りのないようにご用意ください。
- ・逃走等を防ぐため、首輪やリードをしてください。
- ・犬を制御できる方が、会場に連れてきてください。
- ・犬のフンの後始末をしてください。
- ・会場で注射が困難な犬（噛み癖がある犬等）や、期間中に行けない場合は、動物病院等で予防注射を受けてください。
- ・雨天でも実施しますが、警報発令や災害等により、事前通知することなく中止する場合があります。
- ・動物病院で受ける場合
・愛犬手帳、案内はがきを持参の上、予防注射を受けてください。
- ・市内の動物病院（下田動物病院・宮川動物病院）と、近隣町の獣医師会加入病院（南伊豆動物病院）では、予防注射を受けた場合（狂犬病予防注射済票）の同時交付を行っています。
- ・注射済票が交付されない市外の病院で接種した場合

犬の飼い主の皆さまへ

フンや鳴き声、におい等の苦情が寄せられています。フンは自分の敷地内で済ませましょう。また、散歩をするときにはフンの処理道具を携帯し、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

犬を放し飼いしてはいけません！
家では外へ逃げ出さないように飼ひ、散歩中は必ずひも（リード等）を付け、放さないようにしましょう。小型犬であっても、犬が苦手な人には、環境対策課（清掃センター内）に注射済証明書、注射済票発行手数料（550円）を持参の上、必ず注射済票（骨型のマーク）の交付を受けてください。交付を受けないと手続完了となりません。

※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

病気等により注射ができない場合は、動物病院が発行した注射済証明書を経由して環境対策課へ提出してください。

必ず鑑札・注射済票を つけましょう。

首輪等に鑑札、注射済票を付けてください。万一、迷子になった場合や災害時に迷子札の役割も果たします。
※犬の未登録や予防注射の未実施、鑑札、注射済票の未装着は狂犬病予防法違反です。該当する場合は、20万円以下の罰金規定されています。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎22213

